



## 農業委員会報



### 抜穂式

#### ● おもな内容 ●

★市長懇談会	2	★農地利用状況調査	3
★非農地認定のお知らせ	4	★浅水代かきについて	5
★その他お知らせなど	6		

**農地を相続したら、速やかに法務局での  
相続登記と農業委員会への届出をしましょう。**

相続により、農地の権利を取得した場合は、法務局での相続登記も忘れずに行ってください。  
相続登記がない場合、農地を処分（売買・貸し借り）する際の手続きが煩雑になります。

## 農業委員と伊木市長の懇談会を開催しました

令和4年7月7日（木）に米子市役所本庁舎で農業委員と市長の懇談会を開催しました。

本来は委員全員出席したかったところですが、コロナ対策として最低限の人数に絞り、農業委員会からは農業委員と農地利用最適化推進委員から7名が出席しました。

懇談会では、担い手不足対策や農業者支援、補助制度の情報発信の強化等様々なテーマについて意見交換を行いました。

懇談会を通し、日々現場の農家の声を聞いている農業委員と市長が意見交換を行い、地域が抱える問題を共有することで、市と農業委員会が協働し、今後の農業施策や活動に活かしていきたいと考えています。

皆様も農地に関することで相談などありましたら、それぞれの地区の農業委員または農地利用最適化推進委員もしくは事務局にご相談ください。



田邊会長（左）と伊木市長（右）



懇談会全景

### 農地を改良する場合、農業委員会までご相談ください

農地改良とは、農地の保全もしくは利用の増進などの農業経営改善を目的とした盛土、掘削等の行為をいいます。

農地の無断転用と区別するため、農業委員会に届出をお願いしています。

## 農地の利用状況調査（農地パトロール）を行っています

農業委員会では、毎年、遊休農地の調査のため、農地の利用状況の現地確認（農地パトロール）を行っています。

令和4年度は、夏から秋にかけて各地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員が中心となって実施しています。調査の結果、一年以上管理されていないと思われる農地の所有者または耕作者の方には、農業委員会から保全管理のお願いと農地利用に関する意向調査書を送付いたします。

※遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことです。

適正に管理されていない農地は、雑草等の繁茂、又力力などの病害虫の発生や、周辺農地に悪影響を及ぼす可能性があり、環境悪化が懸念されます。適正な管理をお願いします。



雑草の刈り払い、雑木の伐採など、農地の適正な管理を行い、農地の有効利用にご協力お願いいたします。

調査に際しては身分証明書及び立ち入り調査証を携帯しております。農地に入ることもあるかと思いますが、ご理解とご協力を願いいたします。

# 非農地認定の実施について

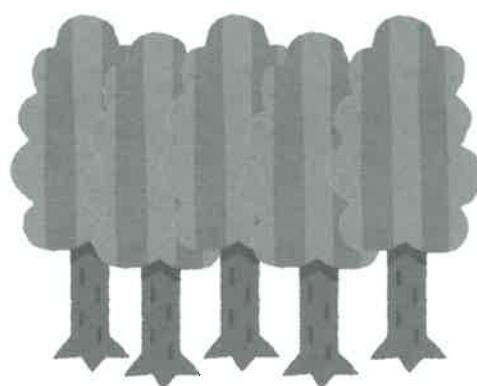
農業委員会では、農地の利用状況調査から、現況が山林又は原野の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、順次非農地として認定していきます。

非農地として認定した農地は、農地法の規制の対象外となります。現在は土地改良区の受益の無い筆を認定しています。

今後、非農地認定を行った農地につきましては、農業委員会から非農地通知書及び登記申請書の様式をお送りいたしますので、地目変更登記の手続きをお願いします。



非農地の一例 (R3.11 泉)



**農地中間管理事業は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。**

●農地中間管理事業とは？

県知事が指定した組織である公益財団鳥取県農業農村担い手育成機構が、地権者から農地を借り受け、地域の担い手に貸し付けする事業です。

詳しくは、米子市農業委員会（☎ 23-5277）、米子市農林課（☎ 23-5231）、鳥取県農業農村担い手育成機構米子本部（☎ 31-9780）までお問い合わせ下さい。

# 環境に配慮した米づくり ～浅水代かきで中海の環境保全を～

田んぼの代かき時期に発生する濁水。この濁水が中海へ流出することで、環境悪化に繋がると考えられています。

鳥取県では、中海の水質を保全するため、少ない水で代かきをすることで濁水を出さない「浅水代かき」を推進しています。

「浅水代かき」は、元肥一発肥料のプラスチック被膜殻の河川流出を防止する対策としても有効で、プラスチックによる海洋汚染を防ぐことにもつながります。

また、令和3年度から「浅水代かき」について「多面的機能支払交付金」の対象活動の1つとしたので、詳細は問合せ先までご相談ください。

ぜひ、地域の皆様で一緒になって「浅水代かき」を行い、環境に配慮した農業に取り組みましょう。

## 【浅水代かき実施のポイント】

- ・入水までに田面の高低差を無くす。
- ・代かき前の入水量は、土が8割、水が2割見える程度の浅水とする。

## 【その他水田作業の環境負荷低減対策】

### ①畦畔管理

- ・畦が崩れていなかを確認し、必要に応じて畦塗りや畦シートを設置する。
- ・止水板は畦の高さ以上とする。



### ②田植・水管理

- ・田植え前の落水は行わず、自然落水で水位を調整する。
- ・オーバーフローしない水管管理を行う。

### ③施肥

- ・土壤診断や栽培暦等に基づいた適正施肥に努める。
- ・施肥量の削減につながる側条施肥技術を検討する。

## 問い合わせ先

### (中海の水質について)

鳥取県生活環境部 くらしの安心局 水環境保全課 水環境担当

☎ 0857-26-7870

### (多面的機能支払交付金について)

米子市経済部農林水産振興局農林課

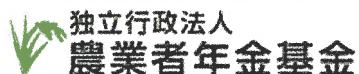
☎ 0859-23-5221

## 農地相談のご案内

農地の売買、貸借、相続、贈与、地目変更など農地に関して日頃困っておられる事や疑問に思われている事がありましたら、お気軽にお越しください。農業委員及び推進委員が相談に応じます。  
※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため中止になる場合があります。

相談日	相談時間	地区	開催場所
10月26日（水）	午後2時～4時	巣 春日	春日公民館
10月28日（金）	午後2時～4時	県 大高	県公民館
11月25日（金）	午後2時～4時	彦名 夜見	彦名公民館
12月14日（水）	午後2時～4時	五千石 成実 尚徳	五千石公民館
12月16日（金）	午後2時～4時	淀江 宇田川 大和	米子市淀江支所
2月21日（火）	午後2時～4時	崎津 富益	崎津公民館
2月22日（水）	午後2時～4時	加茂 住吉	加茂公民館
3月24日（金）	午後2時～4時	和田 大篠津	和田公民館

### 農業者年金に加入しませんか



- ◆60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上の農業に従事する方
- ◇積立方式（確定拠出型）の年金で少子高齢化時代でも安心の制度です
- ◆保険料は月額2万円から自分で選べ、いつでも見直しできます
- ◇80歳までの保証がついた終身年金です。（死亡一時金を遺族に給付します）
- ◆保険料は全額社会保険料控除となり、税制面で大きな優遇措置があります
- ◇認定農業者等の要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります



### 全国農業者新聞のご案内

- \*発行日 毎週金曜日
- \*購読料 1ヶ月 700円（税込）
- \*発行所 全国農業会議所
- \*申込先 農業委員会事務局まで

### 編集後記

「よなご農業委員会報」では農家の皆さんのが親しんで見ていただける広報誌になるよう、ご意見、ご要望など募集しております。身近で農業を一生懸命頑張っておられる方など、農業委員会までお寄せください。なお、今号は新型コロナウイルス感染症の影響で、農家紹介を省略させていただきましたので、ページ数が減少しましたことをお詫びいたします。

【編集委員】委員長 角 力

委 員 大塚 清徳、大繩 敬次、尾坂 宣雄、高橋 敦美、西村 茂春、船越 真

年二回発行・市内農家世帯配布